

令和6年度北播磨「農」の新商品開発・販売離陸加速応援事業実施要領

第1 事業の目的

管内に生産・加工の拠点を持つグループや管内の高校に在席する生徒で構成するグループによる地域農畜産物を使用した料理レシピや新商品開発の支援に加え、商品の販売促進に繋がる取組みに対して支援することで、北播磨の特産品の創出を図り、北播磨への誘客と農業の振興につなげる。

第2 事業内容及び補助事業の対象となる者

別紙のとおり

第3 事業の実施

- 1 本事業を実施する事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（様式1号）を局長に提出するものとする。
- 2 局長は、事業実施主体から提出された事業実施計画書の内容等を審査し、適当と認められる場合はこれを承認するものとする。
- 3 事業実施主体は、次に掲げる事業実施計画の変更を行う場合は、あらかじめ局長の承認を受けるものとする。なお、この変更に係る申請手続きは、前1項及び2項の定めに従って行うものとする。
 - (1) 事業費の30%を超える増減
 - (2) 事業実施主体の変更

第4 事業実績の報告

令和6年度北播磨県民局地域躍動推進事業費補助金交付要綱に基づく実績報告書の提出をもって本要領に定める事業実績報告とする。

第5 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、局長が別に定める。
- 2 事業実施主体の名称、対象事業の内容等は、公表することがある。

附 則

- この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月3日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙

補助事業の目的	管内生産者・加工グループや高校生による地域農畜産物を使用した料理レシピや新商品開発の支援に加え、商品の販売促進に繋がる取組に対して支援することで、北播磨の特産品の創出を図り、北播磨への誘客と農業の振興につなげる。
補助事業の対象となる者	生産者、加工グループ、高校生グループ 生産者と食品加工企業との連携体
補助事業の対象となる経費	<p>1 新商品開発支援 地域農畜産物を使用した料理レシピや新商品の開発経費 (食材費、消耗品費、会場使用料、調理器具等レンタル費、レシピ作成費、講師謝金等)</p> <p>2 販売離陸加速支援 地域農畜産物を使用した料理レシピの普及や商品の販売促進のためのPR試食会、イベントへの参加、飲食店等での試験的な提供、パッケージデザイン作成、HP作成などに要する経費</p>
補助率	定額
補助金の額	<p>(事業主体が、生産者、加工グループ、高校生グループの場合) 予算の範囲内の額で、1団体あたり 200 千円以内</p> <p>(事業主体が、生産者と食品加工企業との連携体の場合) 予算の範囲内の額で、1団体あたり 500 千円以内 (ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)</p>